

かんきょう 言取言方

第16号 令和6年4月5日

諏訪学区コミュニティ推進会
環境保全委員会総務広報部

電話 (33)3841

特別号



茨城県、環境保全事業団、日立市の3者で協議中の4者協定書(案)が、2月16日、当委員会に初めて提示されました。

この日の案は、①施設運営に伴う環境保全と環境保全委員会の記載はありましたが、②環境監視委員会③地域振興④工事車両対策の記載はありませんでした。

当委員会では将来にわたり、諏訪学区の安全安心と諏訪学区の誇りを守るために、①②③④が担保された4者協定書になるよう、今後も3者に主張いたします。

なお、当委員会では先行事例である「エコフロンティアかさま」の4者協定を開示請求しました。

下記にその要約をお届けします。



『笠間市「エコフロンティアかさま」の 地域振興&環境保全等に関する協定書』

平成22年11月 地域振興並びに環境保全に関する協定

4者協定 ; 県、事業団、笠間市、エコフロンティアかさま福田
地区対策協議会会長

主な内容 ; ①安全の確保

②環境保全協定の締結

③地元雇用(福田地区)

④地域振興への貢献(福田地区の地域振興への貢献)

⑤福田地区住民の権利 ○環境保全委員会への参加

○地域振興事業の監視と意見具申

○施設の監視活動等

生活環境の保全を図るための細目

施設設置に伴う地域振興及び環境保全等に関する協定書第7条第2項に規定する地域の生活環境の保全を図るための細目事項

第1 基本的事項

第2 廃棄物の事前調査及び受入審査

第3 受入廃棄物の種類

第4 排ガスの維持管理目標値

第5 浸出水放流基準

第6 最終処分場の廃止基準

第7 廃棄物の受入日等 及び受付時間帯

第8 廃棄物の搬入管理

第9 搬入車両等対策

第10 処理施設の維持管理

第11 施設モニタリング

第12 環境モニタリング

地域振興事業の細目

施設設置に伴う地域振興及び環境保全等に関する協定第3条に規定する
地域振興事業（以下「振興事業」という。）の細目については、次にあげるとおりとする。

第1

振興事業は、笠間市が設置した福田地域振興整備基金により実施する。振興事業の総額は埋立量をもとに、算出した24億円とし、事業団がこれを確保する。

ただし、事業団は県と笠間市と協議し、止むを得ないと認められるときは、24億円の範囲の中で独自に振興事業を行うことができる。

第3

振興事業の実施に当たっては、県、事業団、笠間市福田地区による検討委員会を設置し協議する

第2

振興事業として実施する主な事業は次の通りとする

- (1)上水道の整備
- (2)合併浄化槽の設置
- (3)集会場及び公園施設の整備
- (4)農業用水の確保
- (5)地元野菜等の販売所の設置
- (6)地域生活道路の整備
- (7)涸沼川の堤防の整備
- (8)コミュニティ活動への助成
- (9)その他行政区別に行う地域振興対策

「エコフロンティアかさま」設置に伴う地域振興並びに

環境保全に関する協定書 概要

協定締結者； 県、事業団、笠間市、福田地区

前文趣旨； 公共処分場に関する基本協定書の主旨を踏まえ、
福田地区の地域振興並びに環境保全等に関する協定を締結する

役 割	☆県、事業団、笠間市は福田地区の振興を図るための事業等を実施
	☆県、事業団、笠間市は施設の安全性の確保に万全を尽くす
	☆笠間市は地域住民の意向を把握するため積極的に住民相談に応じ、施設の管理運営に課題があると判断した時は、速やかに連絡し必要な措置を講じる
	☆福田地区は県、事業団、笠間市が実施する地域振興事業の協力し、これを監視し、必要な意見を述べるができる
地域振興事業の負担	☆事業団・・・①24億円を確保し、負担する
	☆県、事業団、笠間市、福田地区が実施する地域振興事業の経費は①を充てる
地域活動への助成	☆事業団は、福田地区の地域コミュニティ活動、地域振興活動に、必要な助成を行う
地元雇用の確保	☆施設の維持管理に必要な人員に、福田地区住民の積極的な雇用確保に努める
環境の保全	☆法律、条例、その他の関係法令を遵守し、地域の生活環境の保全を図るものとする
環境保全委員会	☆事業団は県と笠間市と協議の上、エコフロンティアかさま環境保全委員会を設置する
施設の監視など	☆エコフロンティアかさま福田地区対策協議会が、規定に基づき施設の監視を行おうとするとき、事業団はこれを受け入れるものとする。監視するために要する費用は事業団が負担する
廃棄物の処理	☆事業団は茨城県から排出される廃棄物を優先的に処理するものとする
情報公開	☆維持管理に係る点検、検査、その他の処置管理の記録を住民に公表しなければならない
事故発生時の措置	☆施設の事故、異常事態の発生により生活環境の保全上支障が生じ、現に生じるおそれがある時は、直ちに廃棄物の受け入れ処理を停止しなければならない
賠償責任	☆事業活動で生活環境に悪影響を及ぼした場合は必要な改善策を賠償するものとする

編集後記 県、事業団、市の3者には施設予定地の諏訪学区（特に大平田と梅林通りの住民）が納得できるようなマイナス面（安全安心）とプラス面（地域振興）のバランスが取れた施策を十分に考えて頂きたいと切に願っております。

